相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡茂木町大字深沢九七五番地
一、最後の住所栃木県芳賀郡茂木町大字深沢
一一三八番地五　被相続人　亡　清宮　喬
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
栃木県宇都宮市滝谷町二〇番二〇号　SSビル一〇一　とちぎ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小倉　崇徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市新宿一丁目五〇九番地三、最後の住所群馬県桐生市相生町二丁目一〇三九番地の九　被相続人　亡　山田　喜一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
群馬県邑楽郡大泉町坂田四丁目二〇番二二号
相続財産管理人　司法書士　米澤　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市笠懸町阿左美一〇五五番地五、最後の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美一〇五五番地五　被相続人　亡　藤生玉五郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
群馬県みどり市笠懸町阿左美一八八九番地一　藤巻アパートE号室
相続財産管理人　笛木　大哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区目黒二丁目八三六番地、最後の住所埼玉県川越市大字砂新田一七七八番地六三　被相続人　亡　大場　貞男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
埼玉県川越市仙波町一丁目五番地四四
相続財産管理人　弁護士　桑原　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉縣佐原市多田八六二番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　篠塚　早苗
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
事務所千葉県成田市囲護台一丁目四番三号　フィールドホーム第四ビル四階村田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田由里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市東砂原後町一一五三番地、最後の住所東京都練馬区関町北一丁目一番二四号サニーハイム一〇三号　被相続人　亡　深野貴久夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
事務所東京都千代田区丸の内三―四―二新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加野　理代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市大字金屋町五番地、最後の住所東京都板橋区仲町一番四号クローバーのさと四〇一　被相続人　亡　西川　宏彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
事務所東京都中央区八重洲二―一一―六八重洲ＫＮビル三階宇田川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区本町通四丁目一九六番地、最後の住所横浜市金沢区能見台四丁目三番地一五　壱番館九〇七号　被相続人　亡　藤澤陽二郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
横浜市中区太田町四丁目五番地　横浜馬車道ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市寿町一丁目二二七八番地七、最後の住所横浜市泉区和泉町四九四九番地　Ｋリックスハイツ一〇二号室　被相続人　亡　和田　健
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
川崎市川崎区東田町五―三ホンマビル七階
相続財産管理人　弁護士　稲葉　翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市泉区上飯田町二六七〇番地、最後の住所横浜市南区吉野町四丁目一九番地二　コスモ横浜吉野町七〇五　被相続人　亡　石岡　亮一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
横浜市中区弁天通二―二八―一ライオンズマンション関内一〇〇二号
相続財産管理人　弁護士　小澤　弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市吾潟四〇六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北見　敏美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
新潟県佐渡市柳沢三〇番地
相続財産管理人　司法書士　石塚　尚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児市羽生ケ丘三丁目二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　秀男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
事務所岐阜県美濃加茂市太田町四一番地　ワタケン・ビル二階　みのかも法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大庄北三丁目一二番地、最後の住所兵庫県尼崎市稲葉元町一丁目一番二三―二〇五号　被相続人　亡　東　正治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
大阪市中央区北浜二丁目五番二三号　小寺プラザ五階
相続財産管理人　弁護士　足立　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字富海二八六〇番地、最後の住所兵庫県加古川市平岡町新在家一一九七番地の三　被相続人　亡　河内山初惠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年八月九日
兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　衣笠　謙三